

杉戸町生涯学習審議会委員を募集します

みなさんの力を町政に役立ててみませんか？各分野に興味関心のある方をお待ちしています。

◆杉戸町生涯学習審議会委員

応募資格 町内在住・在勤の20歳以上の方。（町の議会議員、常勤の一般職員、他の附属機関の委員を除く）

募集人数 3名

任用期間 令和2年7月29日(水)からの2年間

選考方法 書類審査

活動内容 町の生涯学習、生涯スポーツの振興、文化の振興等に関する基本的な事項について町教育委員会の諮問に応じ、審議。

問合せ・提出先

〒345-8502 杉戸町清地2-9-29
杉戸町教育委員会 社会教育課
☎ (33) 1111・FAX (33) 7217
✉syakaikyoiku@town.sugito.lg.jp

応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法にて社会教育課へ提出。町ホームページをご覧ください。

応募用紙配布場所

社会教育課、各公民館、生涯学習センターの各窓口（町ホームページからダウンロード可）

申込期限 5月29日(金)【必着】

報酬 町条例に基づき支給

埼玉県警察官採用試験のご案内

令和2年度埼玉県警察官採用試験第2回試験の日程をご案内します。

◆第2回試験◆

受付期間 8月6日(木) 8時30分から 8月25日(火) 17時まで

試験区分	採用 予定者数		第1次試験		第2次試験			採用予定日
			試験日	合格発表	身体検査・ 体力検査	人物試験	最終合格発表	
I 類	男性	20人	9月20日(日)	10月12日(月)	10月17日(土) から 10月18日(日) のうち いずれか 指定する1日	11月25日(水) から 11月30日(月) のうち いずれか 指定する1日	12月23日(水)	令和3年4月1日 又は 令和3年10月1日
	女性	5人						
II 類	男性	10人						
	女性	3人						
III 類	男性	100人						
	女性	17人						
武道・体育 指導 I 類	柔道	1人						
	剣道	1人						
合計		157人						

○原則、インターネット申込になります。

○詳しくは、杉戸警察署までお問い合わせください。

○埼玉県警察パンフレットや受験案内等は杉戸警察署で配布しています。



←詳細はコチラ

埼玉県警 採用



～取材したレポートを広報紙等に掲載～

広報特派員を募集します

町では、町民の皆さんに、より身近に「広報すぎと」を感じてもらうため、地域の話題や情報を提供して下さる広報特派員さんを募集しています。

ご自身の身近な話題、出来事、地域の取組などを取材・撮影し、広報紙に掲載してみませんか。

資格 町の出来事などに関心があり、積極的に情報提供に努めていただける方

活動内容 ・地域の情報提供、投稿
・広報紙、ホームページなどへの提言

定員 若干名

任用期間 委嘱日～令和3年3月31日

その他 写真の撮り方、文章作成に不安を感じている方でも大丈夫です。担当職員にて、必要に応じてアドバイスをさせていただきます。

▼実際の掲載された記事

取材後、報告票を作成していただき、写真とともに広報すぎと「特派員レポート」に掲載します。（P22参照）



申込・問合せ 秘書広報課
広報広聴担当 内線286

～備えあれば安心～

国民年金情報について

申請・問合せ

春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112
町民課 国民年金担当 内線253・453

国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が加入して社会全体で支えあう公的な制度です。国民年金には「老齢になったとき」「障害を負ったとき」「死亡したとき」の3つの役割があります。自分のため、家族のためにも、年金について考えてみませんか。

老齢基礎年金

原則65歳になったら受け取れる年金

障害基礎年金

病気や事故などで障がい者になってしまったとき受け取る年金

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、子のある配偶者または子が受け取る年金

受給資格期間が足りない… 受け取る年金額を増やしたい…

年金受給3年目からメリットがでる
「付加年金制度」

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金にプラスして納めた月数×200円の付加年金が受け取れます。

★付加年金と国民年金基金に、同時加入することはできません。

60歳以降でも年金保険料を支払うことができる
「任意加入制度」

60歳から65歳までの5年間保険料を納め、納付月数を多くすることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。

国民年金保険料を納付するのが難しい…

国民年金保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず「免除」や「納付猶予」を申請ください。納付期限から2年1か月前までさかのぼって申請できます。未納のままにせず、ご自分の状況に合わせた制度をぜひご活用ください。

納付猶予制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

免除制度

失業や災害など経済的な理由で保険料を納めるのが難しい場合、全額もしくは一部の保険料が免除されます。

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を、社会人になってから納めることができます。

所得基準額を超えていても、「現在失業している証明（離職票など）」があれば承認される場合があります。納付猶予・免除期間中の保険料は、10年さかのぼって納付（追納）ができます。



窓口で相談

予約制による年金相談のご案内

日本年金機構では、全国の年金事務所で予約制による年金相談を実施しています。年金事務所の窓口で年金請求や、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

予約相談の受付は「予約受付専用電話」で行っています。

【予約受付専用電話番号】 ☎0570 (05) 4890

※050で始まる電話でおかけになる場合は（東京）☎03 (6631) 7521

電話受付時間 月曜日～金曜日（平日）8時30分～17時15分

※土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く

相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。

その他 ご予約の際、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認します。